

令和6（2024）年度 社会福祉法人 愛光福祉会
幼保連携型認定こども園 愛光兜台こども園 重要事項説明書

～運営編～

重要事項説明は、施設・事業が提供する教育・保育の内容を記載するもので、保育内容や事業者の意図、考え方、利用上のルールを記載しています。服装・持ち物については、別冊の「服装・持ち物編」を見て下さい。

利用開始にあたり、重要事項に必ず同意して頂き、保護者と施設間で直接契約を行う必要があります。別紙の同意書と契約書（2部）に必要事項を記入の上、園に提出して下さい。

目次

1. 事業者の運営主体.....	4
2. 施設の概要.....	4
3. 施設・設備の概要.....	4
4. 施設の目的・運営方針.....	5
(1) 施設の目的.....	5
(2) 運営の方針.....	5
5. 職員体制.....	5
6. お子様をお預かりする上で大切な点.....	6
7. 保育・教育の提供を行う日及び休園日.....	8
8. 学年及び学期.....	8
9. 利用の開始に関する事項.....	8
10. 利用の終了に関する事項.....	9
11. 保育・教育を提供する時間.....	9
(1) 基本事項.....	9
(2) 1号認定（教育標準時間認定）の保育時間（4時間）.....	9
(3) 2号・3号認定（保育標準時間認定）に関する保育時間（11時間）.....	10
(4) 2号・3号認定（保育短時間認定）に関する保育時間（8時間）.....	10
(5) 園を利用できない場合.....	10
12. 延長保育の利用.....	10
13. 土曜日保育.....	11
14. 登園・降園.....	11
(1) 基本事項.....	11
(2) 登園・降園の仕方.....	11
(3) ICカード使用上の注意.....	12
(4) 保護者カード.....	12
(5) 自転車・自動車送迎の注意事項.....	12
15. 利用料金.....	13
16. 提供する保育・教育の内容.....	13
(1) キリスト教保育.....	13
(2) 心の発達 = 生きる力.....	14
(3) 身体の発達 = 遊び.....	14
(4) 異年齢保育.....	14
(5) クラス編成.....	15
(6) 毎日の保育・教育の流れ（例）.....	15
17. 給食等.....	16
(1) 提供内容.....	16
(2) 給食費.....	17
(3) クッキング（5歳児）.....	17
(4) アレルギー対応.....	17
(5) お弁当.....	17
18. 園と保護者との連携.....	18
(1) 健康チェック表.....	18
(2) メール登録.....	18

(3) 配布物や掲示物	18
19. 健康管理	19
(1) 基本的事項	19
(2) 体調の悪い時	19
(3) 木津川市病児・病後児保育室「ひまわり」	20
(4) 水いぼ、日焼け止め、虫よけスプレー	20
20. 与薬	21
21. 感染症	22
(1) 罹患した場合	22
(2) 集団生活でかかりやすい流行性の病気／京都府医師会	22
(3) 予防接種	23
22. 慣らし保育・うつぶせ寝と突然死防止	24
23. 学校医	26
24. 緊急避難場所	26
25. 緊急時における対応	26
26. 非常災害時の対策	26
27. 虐待の防止のための措置に関する事項	27
28. 災害共済給付制度及び賠償責任保険	27
(1) 日本スポーツ振興センター（JSC）の災害共済給付制度	27
(2) 賠償責任保険	27
29. 業務の質の評価	28
30. 苦情相談窓口、不適切保育相談窓口	28
31. 個人情報の取り扱い	29
(1) 定義	29
(2) 収集・利用・提供目的	29
32. 気象警報発令時・地震発生時の対応	30
(1) 気象警報発令時	30
①基本的事項	30
②給食提供	30
(2) 地震発生時	31
①震度基準	31
②臨時休園	31
③園児の降園	31
④給食の提供	31
(4) メール登録	31
①連絡メール	31
②防災メールの登録	31
33. その他保護者に説明すべき事項	31
(1) SNS の利用	31
(2) おみやげ等	32
(3) 安心・安全事項	32
(4) 写真販売について	32
(5) ご家庭の状況等に変更がある場合	32
(6) 月額定額制サービス	32

1. 事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 愛光福祉会
事業者の所在地	京都府木津川市木津清水74番地7
事業者の電話番号	0774-72-6500
代表者氏名	理事長 藤田 実
定款の目的に定めた事業	幼保連携型認定こども園

2. 施設の概要

種別	幼保連携型認定こども園					
名称	幼保連携型認定こども園 愛光兜台こども園					
所在地	京都府木津川市兜台5丁目1番地7					
電話番号 FAX	TEL.0774-72-6500 FAX.0774-72-4454					
園長氏名	藤田 実					
開設年月日	・1994年4月1日、兜台保育園が開園 ・2019年4月1日、幼保連携型認定こども園へ移行し、愛光兜台こども園となる。					
利用定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
1号認定	—	—	—	6人	5人	5人
2・3号認定	12人	18人	24人	24人	28人	28人
取り扱う保育事業	延長保育促進事業、子育て支援事業					

3. 施設・設備の概要

敷地面積		4,000㎡	
園舎	構造	鉄筋コンクリート平屋建て	
	延床面積	1284.69㎡	
施設設備の数と面積	乳児室	2室	146.7㎡
	調乳室	1室	1.16㎡
	保育室	4室	296.15㎡
	遊戯室	1室	177.62㎡
	調理室	1室	51.45㎡
	トイレ	6室	76.78㎡
	医務室	1室	12.79㎡
	事務室	1室	76.12㎡
屋外遊技場（園庭）		850.00㎡	

4. 施設の目的・運営方針

(1) 施設の目的

当園は、認定こども園として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての乳幼児の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すると共に、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とします。

(2) 運営の方針

当園の運営方針は、理念「愛せよ 光の子となれ」とし、キリスト教保育にもとづき、次のとおりとします。

- ①教育・保育の提供に当たり、入園する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- ②教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、教育と保育を一体的に行います。
- ③社会の期待や願いに応えられる創意と活力のある教育・保育活動をすすめ、子ども・保護者・地域に信頼されるよう努めます。
- ④安心・安定した情緒と落ち着いた環境の中で、健やかで豊かな心と体が育つよう教育・保育を行います。
- ⑤「木津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年10月1日条例第24号）」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施します。

5. 職員体制

当園が教育・保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は下記のとおりとします。ただし、入園児の人数や園の運営状況により、員数は変動します。また、職種を追加、変更することがあります。また、勤務時間帯、ローテーションにより、各職種の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

職種	数	職務内容
園長	1	運営管理全般と職員を指揮監督する。
教頭・主幹	2	園長を補佐し、計画の立案や利用子どもの保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。
保育教諭	15	教育・保育に専従し、その計画の立案、実施、記録、家庭連絡等の業務を行う。
栄養士	1	園児の発達段階に応じ、離乳食・幼児食に係る献立を作成し、調理業務及び食育に関する活動に従事する。また、社会福祉法人愛光福祉会が運営する施設の給食業務を統括する。
調理員	2	献立に基づく調理業務及び食育に関する活動等を行う。
学校医	1	園児の健康管理を行い、定期健康診断、職員・保護者への相談、指導を行う。
学校歯科医	1	園児の健康管理を行い、定期歯科検診、職員・保護者への相談、指導を行う。
学校薬剤師	1	環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員・保護者への相談・指導を行う。
事務職員	2	運営管理に必要な事務及び雑務を行う。

6. お子様をお預かりする上で大切な点

『保育所保育指針』・『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』にある「子どもの最善の利益」を基本とし、こども園が皆様の大切なお子様をお預かりする上では、園と保護者様の間に長期にわたる信頼関係を構築していくことが前提となります。つきましては、集団の中でお子様をお預かりする基本として、以下の点をご理解下さい。

- (1) 園は子どもたちがそれぞれに関わり合いながら、様々なことを試し、興味を広げ、育っていく場所です。園での経験は、大人にとって都合のよいことばかりではありません。他者との関わりの中で、楽しみ、喜びだけでなく、傷つき、悲しみを経験します。自分の思いと相手の思いが違うことを知り、多くの葛藤を経験し、自己主張だけでなく、自己を抑制することを学び、共同性、道徳性、社会性などが育ちます。また、活動中に転んだり、ぶつかったり、他者と遊び・かかわり合う中でのケンカ、かみつき、ひっかきなど、ケガをし、痛みを体験することで子どもは安全に気をつけ、危険性を理解することが出来ます。「小さなケガの体験」が「大きなケガ」を避ける能力を育てます。最近、顔や歯や目のケガ、骨折が多く見られます。転ぶ経験が少ない傾向にあり、ご家庭でも積極的にお外で遊ぶ経験をして下さい。
- (2) 本来の業務から外れる対応はできません。過剰な対応、特別な対応は求めないで下さい。
また、集団の中で生活しているという点を認識していただき、集団保育や他の子どもたちに望ましくない影響が起りうることはお止め下さい。

例・集団生活に適した状態で登園して下さい。体調が悪い場合、風邪等による下痢、嘔吐等があり、他児へ感染症等の何かを感染させる恐れがある場合は登園しないで下さい。
 - ・医療・宗教上の理由がない特別扱い（食事、生活習慣、感染症発症時の登園、予防接種未接種等）はできません。
 - ・園では、他児と意見や思いがぶつかったり、ケンカや葛藤を経験しながらも他人を認め、互いに許し合い協力することの大切さを伝えています。やり返したり、仕返しを容認することはしないで下さい。
- (3) お子様をお預かりする上で重要な情報（例：家庭での発熱・嘔吐等の体調不良や家庭での投薬、ご家庭や登園中に起きたケガ等）は、必ず毎朝、事実をお伝えください。事実を言わなかったり、事実と異なることを伝える等はしないで下さい。
- (4) お子様の成長・発達に関すること、私どもが気づいた点は、小さなことであってもお伝えします。保護者の方にとっては、良いことばかりではなく、聞きたくない、認めたくないとお感じになることもあると思いますが、未就学期の気づき、ご家庭の環境とは異なる（長時間の集団生活の中の気づきは、お子様の育ちと将来に深く関わることも多々ありますので、ご了承下さい。
- (5) 医療的ケアが必要な場合は、人的・物的な割り振りが必要となり、検討を要しますので、市の担当課と当園に必ず、ケアが必要な内容すべてを担当医の診断書等と共に伝え下さい。
- (6) 面談等で録音等を希望される場合には、事前にお知らせ下さい。

- (7) 感染症等の発生がある場合には、発生状況を掲示等でお知らせします。こども園は、多くの子どもたちが生活する場のため、流行性の病気にかかる可能性がどうしても高くなります。感染拡大防止ため、風邪症状がある場合や体調不良時は早めに受診したり、登園を控えるなど、ご協力をお願いします。
- (8) 予防接種後、体がだるくなったり、発熱したりする例が多く見られます。予防接種後は、副作用の出現に注意する必要がある為、予防接種後の登園は控えて下さい。
- (9) お便りやお知らせなどの配布物や掲示物は、必ずお読み下さい。緊急性の高い場合は、メールでお知らせしますので必ずご確認ください。また提出物等の期限は必ずお守り下さい。
- (10) 支給認定の保育の必要事由以外の場合は、園を利用できません。また、実際に保育施設等を利用できる時間は、保護者の就労等の保育の必要事由によって児童の保育ができない時間についてです。例えば、必要事由が就労の方は、仕事が早く終了する場合は、速やかにお迎えに来て下さい。保護者の方がどちらかでも仕事が休みの場合は、園を利用できません。小学校等の行事、お買い物などの予定がいろいろとあるかもしれませんが、支給認定の必要事由ではないので、その日はご家庭で保育をして頂くことになります。しかし、お子様を保育できないやむを得ない事情があると判断される場合には、例外的に対応致します。例えば、下記のような場合などが考えられます。
- ・保護者が通院するために仕事を休んだが、感染症が流行しており、子どもを病院へ同伴することが適当でない場合
 - ・保護者自身が病気に罹っており、子どもの保育を行うことが困難な場合 など
- 他にも、様々な事情がある場合もありますので、職員にご相談下さい。
- (11) 職員等に対して、怒鳴る、叱責する、執拗に責める、脅迫、強要等の行為はしないで下さい。精神的・肉体的な脅威や恐怖を感じる場合には、直ちに警察と自治体に連絡します。また、園にできる範囲を超える要求をされる場合には、弁護士が対応する場合があります。
- (12) 虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合、叩かれた・怒鳴られた等の子どもからの訴えがある場合、児童虐待の防止等に関する法律に従い、警察・児童相談所等の機関に通告します。虐待の事実が明らかでなくても、児童虐待があったと思う場合であれば、通告義務が生じます。「しつけ」と称して、叩いたり、怒鳴ったりするなど、身体的な暴力を加える体罰も心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動も許されません。
- (13) 年末年始やお盆、ゴールデンウィークなどの時期、職員研修会や行事などの日、状況により園が必要と判断する場合は、家庭保育をお願いする協力期間（日）があります。協力期間（日）は、給食ではなく、お弁当をお願いする場合があります。その都度お知らせしますので、家庭保育に協力して下さい。

7. 保育・教育の提供を行う日及び休園日

- (1) 当園の教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日を除きます。
- (2) 支援法第19条第1項第1号の子ども（1号認定子ども）への教育・保育の提供については、前項の規定にかかわらず、次の休園日を加えます。
- ① 土曜日
 - ② 夏季休園 8月10日から8月20日まで
 - ③ 冬季休園 12月26日から1月7日まで
 - ④ 学年末年始休園 3月29日から4月5日まで
 - ⑤ 前各号に定めるもののほか、園長が教育上特に必要と認める日
- (3) 園児が多数伝染病に罹患するか、そのおそれがある場合、又は、災害その他の急迫の事由により保育上重大な影響があると認められる場合は、その事由が消滅するまで利用児童の登園を禁止し休園することができる。または、登園自粛への協力依頼を保護者へ要請することができます。
- (4) 園長は、伝染病にかかり、またはかかったおそれのある園児に対して、登園停止を命ずることができます。
- (5) 休園や出席停止の場合、保育料や給食費の返金はありません。

8. 学年及び学期

- (1) 当園の学年は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わります。
- (2) 1年を次の3学期にとします。
- 第1学期 4月1日から8月31日まで
 - 第2学期 9月1日から12月31日まで
 - 第3学期 1月1日から3月31日まで

9. 利用の開始に関する事項

- (1) 当園は、市町村から教育・保育の実施について支給認定を受けた1号認定子どもから当園の利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じます。
- ①利用定員に空きがない場合
 - ②利用定員を上回る利用の申込があった場合
 - ③児童の受入れに当たり自ら適切な特定教育・保育を提供することが困難であると当園が判断する場合
- (2) 1号認定子どもについて、利用定員を超える入園申込みがあった場合は、当園の理念、教育・保育方針に基づく選考を行います。
- (3) 選考の方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示します。
- (4) 支援法第19条第1項第2号の子ども（2号認定子ども）及び支援法第19条第1項第3号の子ども（3号認定子ども）については、支援法第42条の規定により、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときは、これに応じます。
- (5) 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該子どもの保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとします。

10. 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育・教育の提供を終了します。

- (1) 児童が小学校に就学したとき
- (2) 保護者から退園届が提出されたとき
- (3) 2号認定子ども又は3号認定子どもの保護者が法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (4) 届出なく長期に欠席し、登園勧告にも応じないとき
- (5) 正規の請求をしたにもかかわらず、保育料2ヶ月以上滞納したとき
- (6) その他、トラブル等利用継続について重大な支障又は困難が生じたとき

例：利用者及びその関係者がこの契約を継続し難いほどの行為を行い、利用の継続について重大な支障又は困難がる場合など

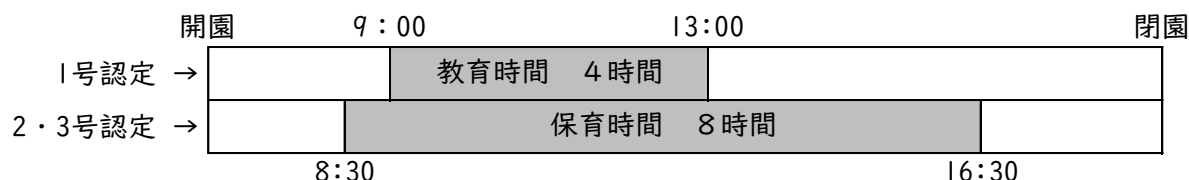
11. 保育・教育を提供する時間

(1) 基本事項

①開園時間は7:00、閉園時間は平日19:00（土曜日は18:00）です。

②1号認定の1日の教育時間は4時間（9:00～13:00）です。

2・3号認定の1日の教育保育時間は8時間（8:30～16:30）です。



③利用できる時間は、上記の時間範囲内で、認定された保育必要量（標準教育時間・保育標準時間認定・保育短時間認定）に応じて、下記の（2）～（4）のように定めます。

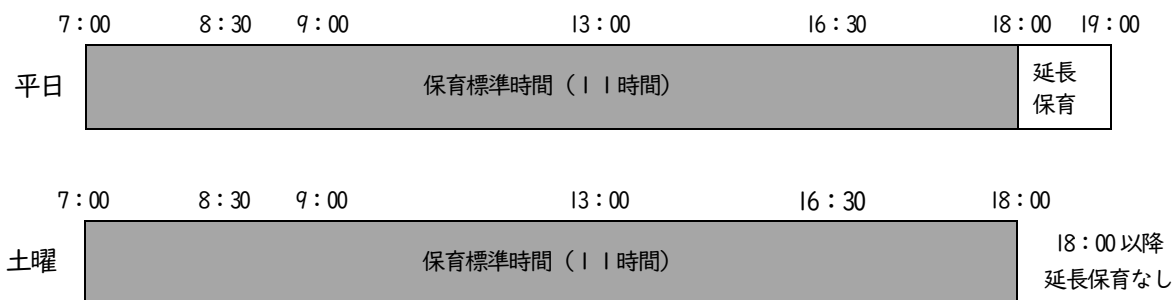
(2) 1号認定（教育標準時間認定）の保育時間（4時間）

月曜日～金曜日	9:00から13:00までの4時間
土曜日	休園日
預かり保育時間	8:30から9:00、13:00から16:30
延長保育時間	1号認定の延長保育は、事情を伺い、ご家庭での保育が困難であると園が判断する場合にのみ、利用することが出来ます。

	7:00	8:30	9:00	13:00	16:30	18:00	19:00
平日	延長保育	預り保育	教育標準時間 (4時間)	預り保育	延長保育		

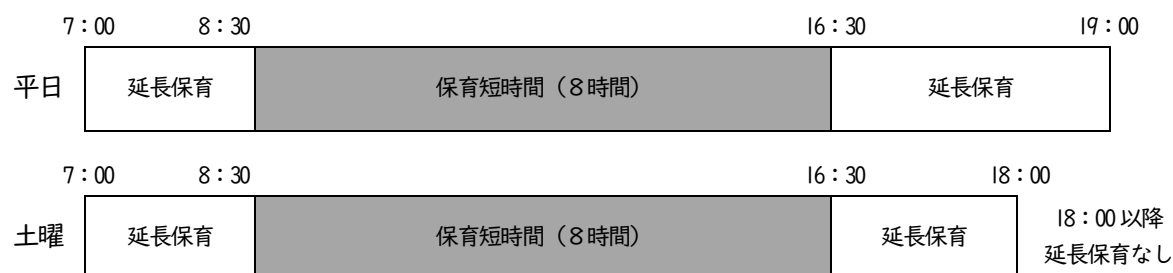
(3) 2号・3号認定（保育標準時間認定）に関する保育時間（11時間）

月曜日～土曜日	7:00から18:00までの11時間
延長保育時間	<u>突然死防止などのため、早朝（7:00～8:30）と16:30以降の利用は、7か月以降児からです。</u> 月曜日～金曜日：午後6時00分から午後7時00分まで 土曜日：延長保育はありません。



(4) 2号・3号認定（保育短時間認定）に関する保育時間（8時間）

月曜日～土曜日	8:30から16:30までの8時間
延長保育時間	月～土曜日 朝 7:00から8:30まで 月～金曜日 夕 16:30から19:00まで 土曜日 夕 16:30から18:00まで



(5) 園を利用できない場合

2号・3号認定は、上記の時間内であっても、認定された保育必要事由から外れる場合は、園を利用できません。例えば、両親どちらかのお仕事が休みの場合や仕事が早く終わった場合、兄弟関係の学校行事や習い事などの場合には、認定された保育必要事由ではないため、園を利用できません。やむを得ない場合、事情を伺い、可否を判断します。その場合は、「保育依頼書」を提出して下さい。8:30～16:30の間での利用です。職場等に内容を確認する場合があります。

1 2. 延長保育の利用

- (1) 延長保育は、保護者の勤務時間等の関係上やむを得ない事情がある場合に申請できます。仕事が早く終わる場合やお休みの場合、延長保育は利用できません。
- (2) 延長保育を利用できるのは、個々に園が認めた時間までです。利用できる時間は「利用時間確認書 兼 延長保育申請書」（事業所等による勤務証明書の添付が必要）に基づき、「勤務時間＋通勤時間＋若干」です。
- (4) 延長保育料が別途必要です。

Ⅰ 3. 土曜日保育

- (1) Ⅰ号認定は休園日です。事情を伺い、家庭での保育が困難であると園が判断する場合に利用することが出来ます。その場合には、「土曜日・夏季・冬季・学年末年始休業 こども園利用申請書」を提出して下さい。職場に内容を確認する場合があります。また別途料金が必要です。
- (2) 2号・3号認定の場合、支給認定の保育の必要性事由に基づき利用できます。例えば、必要事由が就労の場合、両親どちらかのお仕事が休みの場合には園を利用できません。また、兄弟関係の学校行事や習い事などの理由でも園を利用できません。
- (3) 育児休業中の方はご家庭での保育にご協力下さい。
- (4) 土曜日保育は、見込み人数を把握し、職員の出勤を調整する必要がある、事前申込制とします。利用する前の月の20日までに利用日・利用時間・保護者の方の勤務時間を「土曜日保育利用申請書」に記入し提出して下さい。利用申込書は、毎月提出して下さい。職員の出勤が調整できない場合には、利用をお断りする場合があります。
- (5) 土曜日は、18:00に閉園します。

Ⅰ 4. 登園・降園

- (1) 基本事項
 - ① 園児の送迎は、保護者の方の責任です。必ず責任がとれる大人の方が付き添って下さい。送迎時の事故に関して、園では一切の責任を負いかねます。
 - ② 発熱時や熱がない場合でも体調不良等で集団生活が難しいと園が判断する場合には、園の利用をお断りします。感染症の疑いがある場合は、確認のための受診をして下さい。解熱剤や座薬を使用しての登園は出来ません。「19. 健康管理」や「21. 感染症」も参照下さい。
 - ③ 登園時は、お子さんを確実に職員に託し、降園時は必ず職員に声をかけてからお帰り下さい。
 - ④ いつもとお迎えの人が異なる時は必ず連絡（名前・間柄・お迎え時間）下さい。連絡がない場合は、お子さんを引き渡してできません。
 - ⑤ 欠席、登園が遅れる場合は、午前9時までに連絡して下さい。連絡のない場合、確認のために園から連絡します。
 - ⑥ 開園時間は午前7時です。それより前に園舎内に入ることは出来ません。閉園時間は平日午後7時、土曜日午後6時です。それまでに退出して下さい。
 - ⑦ ICカードによる記録時間で延長保育料（別表）を下記の区分で計算します。

朝：a.	7:00 ~ 7:29	b.	7:30 ~ 7:59
c.	8:00 ~ 8:29	d.	8:30 ~ 8:59（Ⅰ号認定の場合）
昼：e.	13:01 ~ 16:30（Ⅰ号認定の場合）		
夕：f.	16:31 ~ 17:00	g.	17:01 ~ 17:30
h.	17:01 ~ 18:00	i.	18:01 ~ 18:30
j.	18:31 ~ 19:00		

例・保育標準時間認定で記録時間18:31の場合、夕方iとjの延長保育料が必要です。
・保育短時間認定で記録時間7:29の場合、朝aとbとcの延長保育料が必要です。

(2) 登園・降園の仕方

- ① 登園時、玄関でICカードをケースから取り出し、カードリーダーにかざし、時間を記録します。記録後、ICカードを持って各クラスに行き、クラス前のケースに入れます。
- ② 玄関で検温し、健康チェック表（18ページ）に体温など必要事項を記録して下さい。

- ③お子様をお預かりする上で重要な情報（家での発熱・嘔吐・下痢・体調不良・ケガ等）は、必ず事実を伝えて下さい。
- ④乳児（0・1・2歳児）の保護者の方は、必ずオムツ（パンツ）がぬれていないか確認して下さい。1日分の荷物（着替え・エプロン等）を鞆に入れ、保育者に渡して下さい。
- ⑤降園時、職員からその日の様子や連絡事項をお伝えします。代理の方がお迎えの場合は、必ず保護者に伝えて下さい。
- ⑥クラス前のケースからICカードを取り出し、玄関まで行き、カードリーダーにかざし、時間を記録します。ICカードは玄関のケースに戻して下さい。

（3）ICカード使用上の注意

- ・時間の基準は、登園時は園に入る時間、降園時は園から出る時間です。
- ・必ず保護者の方が記録して下さい。子どもに記録させないで下さい。
- ・必ずご自分のICカードを使用して、他人のICカードを使用しないで下さい。
- ・再度園に戻る場合は、再度玄関から出る時間が降園時間となります。
- ・ICカードは持ち帰らないで下さい。また、破損のないように丁寧に取り扱いして下さい。破損、紛失の場合は、再発行の料金（別表）をお支払い頂きます。

（4）保護者カード

- ・不審者の侵入防止のため、保護者の方には「保護者カード」を発行しています。
- ・保護者カードは、「保護者カード申請書」の記載内容に基づき発行します。
- ・送迎サービスを利用する場合にも保護者カードは必要です。
- ・必ず送迎時には「保護者カード」を見えるように携帯して下さい。
- ・「保護者カード」をお持ちでない方は、原則として送迎出来ません。代理の方に依頼した場合や送迎時間に変更がある場合は、必ず連絡して下さい。連絡の無い場合は、確認のためお待ち頂くか、また、確認できない場合はお帰り頂くことがあります。
- ・保護者カードは大切に保管して下さい。紛失の場合は、再発行料（別表）を頂きます。

（5）自転車・自動車送迎の注意事項

- ・駐車場での事故、盗難などのトラブルについては、園では一切の責任を負いかねます。
- ・近所への迷惑になり、危険ですので、短時間でも路上駐車をしないで下さい。
- ・送迎時、必ずお子さんの手をつなぎ、飛び出さないように注意しましょう。また駐車場で立ち話は危険ですので止めて下さい。子どもから目を離さないで下さい。
- ・駐車場が混み合います。次の人のために、送迎が終わったら速やかな移動をお願いします。
- ・駐車の際は、エンジンを必ず停止して下さい。車から離れるときは、子どもを車に乗せたままにしないで下さい。車内に貴重品（財布、鞆など）を置いたままにしないで下さい。
- ・自転車を利用する場合は、必ず自転車保険に加入して下さい。また必ずヘルメットを着用して下さい。（京都府では、自転車保険への加入が義務化されています。）

Ⅰ 5. 利用料金

- (1) 利用のための必要な料金等は、別表に示します。
- (2) 木津川市が決定した保育料をこども園へ直接支払います。(0～2歳児)
- (3) 利用料、給食費の日割り月割計算はありません。感染症や旅行、里帰り出産など利用者の都合により、園を利用しない場合にも在籍していればお支払い頂きます。原則返金はできません。
- (4) 口座振替について、事務処理上、南都銀行の指定口座から引き落とします。口座名義は、原則利用契約書を交わす保護者の方とします。木津川市立小学校就学後も南都銀行の口座を用いますので、南都銀行に口座をお持ちでない方は口座開設をお願いします。支店はどこでも構いません。
- (5) 残高不足等で引き落としが出来ない場合、2回目の引き落としはありません。振込用紙をお渡ししますので、ご自身で振り込み手続きをしてください。この場合、振込手数料が必要です。
- (6) 平日19時、土曜日18時は園が閉まる時間です。それ以降、教育及び保育をすることは出来ません。必ず時間までに迎えに来て下さい。遅れた場合は、遅延金とし10分毎1人につき特別延長保育料(別表)を徴収します。
- (7) 物価変動や社会情勢に応じて、別表の金額や支払方法が予告なく変更になる場合があります。

Ⅰ 6. 提供する保育・教育の内容

次の事項を特徴とし、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく保育・教育を行います。

(1) キリスト教保育

今から100年以上前、木津キリスト教会が設立されました。教会に集まった人々によって子どもたちの保育が始まりました。愛光保育園(現幼保連携型認定こども園愛光こども園)は90年以上の歴史を誇ります。

保育理念は「愛せよ 光の子となれ」です。子どもは生まれながらにして光のような存在です。すべての人が神さまから愛されて生まれてきました。

保育目標は「友だちと楽しくあそび、助け合って生活する」です。「子どもの笑顔を消さないで」「ゆっくり歩こうなあ」「みんな元気に遊ぼうね」を日々の取り組みとしています。子どもの発達は大人のペースに合わせることはできません。乳幼児期には発達を急がず、大人と子どもの関わりが大切です。子どもを愛する大人がそばにすることで、子どもは愛されることを知り、やがては人を愛することができます。子どもたちが楽しく遊ぶことが大切です。楽しさを味わい、友だちとの関わりを深め、生きることを実感し、感謝する心が芽生えます。

児童憲章を掲げ、キリスト教保育と共に歩み、理念を大切に豊かな心(愛・感謝・思いやり)を育みます。

さんびか・・・さんびかは、「うたう祈り」です。感謝する思いをこめて喜びをもってうたっています。朝の集会、おやつ、給食のときにうたっています。

お祈り・・・お祈りは「神さまとの対話」です。子どもの喜びや悲しみ、心配や不安などを受けとめ、子どもの生活にあったお祈りをしています。朝の集会、おやつ、給食のときにお祈りをしています。

(2) 心の発達＝生きる力

乳幼児の「生きる力」を育てるには、われわれ大人が子どもたち一人ひとりに「あなたは存在しているだけで周囲の人に希望を与え、生きる力や幸福感、充実感、生きている喜び」を与えてくれているということを伝えることです。それに「生まれてくれてありがとう。そばにいてだけで嬉しい。見ていてだけで幸せ。あなたの匂いをかげるだけで幸せ。声を聞いているだけで嬉しい。手を握れるだけでよかった」ということを保育の中や生活の中で具体的に伝えることが、「生きる力」を育てるために乳幼児期には必要です。このようなふれ合いから乳幼児は「生きている喜び」を味わうことができると言えます。乳幼児にとって大切なことは、自分がそばにいてを幸福に感じる人の手で育てられるということです。このように、子どもたちを愛することを知った人の手で、愛情ある環境の中で保育されることによって、乳幼児は信頼感を育てていきます。こうした保育から乳幼児は、自分には生きる力があることを信じ、自分自身を信じることができるようになります。保育の中で最も大切にしたいことは、乳幼児は「信じられることから愛されていると感じ、そして人を愛する行為に結びつく」ということです。

そこには、「生きる力」に結びついていくという保育所の教育の重要性があるのです。入所した日や最初の一週間などで一番辛いとき、苦しいときに自分のことを信じて、愛してくれる保育者が一人でもいたら、「自分は生きていたい」という意欲が湧いてくることになるでしょう。

今までの保育の中で反省しなければならないのが、絵を上手に描かせたり、音程どおりに大きな声で歌わせたり、全員がまったく同じように指先まできれいに揃うように踊らせたり、他の子より早く技術を上手に身につけさせることにこだわって教え込むといった狭育です。保育者主導で乳幼児の能力を無視し、大人の立場や視点だけで上手にさせようと狂ったかのように引っ張って伸ばそうとする狂育も見直したいものです。そして、保育の中で、子どもの言動から発達の大切さを気づかせられ、大人も子どもの生き方から教えられ、ともに高まる共育が求められているといえます。このような視点に立つと、幼少時から計算が人より速くたくさんできることや、漢字が上手に書けることも大切かもしれませんが、「生きる力」を教えていない今までの教育の見直しが必要です。乳幼児期から「生きる力」を育てるのが教育の基本のひとつではないでしょうか。「生きる力」を育てるとは、「困難に出会っても逃げないで自分で乗り切る力」「自分の意思で判断する力」「周囲の人に悪い影響を与えない生き方」を身につけさせることです。

「一人ひとりを認める保育～飯田和也 著」より引用

(3) 身体の発達＝遊び

乳幼児期には、身体と脳が著しく発達します。言語・語学的知能、身体的運動感覚知能、音楽リズム知能、対人的知能などの基礎を乳幼児期にしっかり育てる必要があります。しかし、これらの知能は、単独ではなく、複雑に絡み合うため、知識や技術・技能を習得させるといった従来の教育では、うまく育てることが出来ません。一つの体験から一つの能力を獲得するのではなく、一つの活動の中から、いろんな展開があり、同時にいろんな能力を身につけていくのです。これは、子どもの自立へとつながります。乳幼児期では、これらの知能を自ら楽しんで身につけていくことが大切です。つまり、乳幼児期の発達では、「遊び」という活動が最も重要であり、生活の中心となります。

(4) 異年齢保育

近年、少子化が進んでいる日本において、沢山の兄弟と一緒に遊ぶというのはなかなか難しい環境になってきました。かつての隣近所の子ども同士のふれあいが出来る子ども社会がなくなり、遊びの伝承や、年上の者が年下の者をいたわったり、冒険に誘ったりすることもほとんどなくなってしまいました。

兄弟も含め異年齢の子と関わることが減り、同級生とだけ遊んでいる子どもは、異年齢のグループで遊んでいる子どもに比べて、成長する機会が少ないと言われています。また、今後、子どもたちが生きる社会においては、同じ年齢同士で関わるよりも、むしろ異なる年齢、多様な価値観の人たちと関わることが自然です。このような背景から、多くの園で異年齢保育、小学校では異年齢交流（活動）が行われています。

異年齢保育になると、年上の子どもの真似をすることで色々なことを覚えます。「学ぶ」は真似から始まります。学ぶ＝真似ぶ、とも言います。また、年下の子どもと接することで自分より弱いものに対する優しさが育ちます。おうちでは長男・長女であっても、園では年下（弟妹役）になることもあるし、おうちでは末っ子であっても、園ではお兄ちゃんお姉ちゃんの立場に立てるのです。そこでは自然に育ちあう姿が見られます。もう一つは、年齢別保育では、月齢の高い4月生まれの子でも小さい子という立場になり、月齢の低い3月生まれの子でも自分より小さい子のいる立場になれるということです。特に月齢の低い子にとって、年齢別保育だといつも自分が小さい、弱い、できない立場になることから劣等感を持ちやすいのです。

園では、異年齢の友だちと過ごす中で、相手への思いやりの気持ちや親しみが持てるように見守っています。年上のお友だちがさんびかを歌うと年下のお友だちは歌う姿を見て口ずさんでいる、年下のお友だちの失敗したことをかばってあげる、年下のお友だちは年上のお友だちの言うことをよく聞いてしっかり手をつないで歩くなどの姿があります。異年齢の関わりを深めることで、ひとりひとりの存在に気づき、親しみをもって一緒に過ごし、また、生活やあそびの中で、手助けをしたり、優しい言葉かけや慰めの言葉かけをしたりするなど、思いやりの心、人間関係の基礎を育んでいきます。

当園では積極的に異年齢保育に取り組んでいます。年齢別の関わりも、もちろんあります。特に4・5歳児はお昼寝がありませんので、午後からの時間を年齢別で過ごす時間ができます。この時間を有効に使うことでそれぞれの年齢の課題をクリアしています。

(5) クラス編成

0歳児…ひよこ組 1歳児…りす組 2歳児…う さ ぎ組
3歳児…きりん組 4歳児…ぞう組 5歳児…らいおん組
また、異年齢グループを編成し、異年齢保育を積極的に行っています。

(6) 毎日の保育・教育の流れ（例）

時間	乳児	幼児
7:00	開園 順次登園	開園 順次登園
8:30	順次登園	順次登園
9:00 9:00	活動（室内外） おやつ	活動（室内外）
11:00	給食（年齢によって前後します）	
11:30		給食（年齢によって前後します）
12:00	お昼寝（年齢によって前後します）	
12:30 15:00	おやつ	お昼寝（3歳） おやつ
15:30	順次降園	順次降園
16:30	順次降園	順次降園
19:00	閉園	閉園

17. 給食等

(1) 提供内容

提供内容				
	午前 おやつ	給食		午後 おやつ
		主食	副食	
0～2歳児	○	○	○	○
3～5歳児	—	○	○	○

- 給食の提供を開始前に、必ず食材確認表を提出して下さい。食べたことのある食材を確認します。家庭で食べたことのない食材は、基本的に提供できません。
- 11:00を過ぎて登園する場合は、給食を提供出来ませんので、ご家庭にて昼食を済ませてから登園して下さい。
- 午後のおやつは、飲み物(牛乳等)と菓子・パン類・手作りメニューです。
- 0歳児は、月齢に合わせた離乳食です。
- ミルクは粉ミルクです。園で提供するのは「明治 ほほえみ」です。アレルギー等の特別な事情がある場合はご相談下さい。
- 冷凍母乳は衛生管理上受け取れません。
- 園で哺乳瓶(ピジョンのスリムタイプ、または母乳実感)を用意します。
- 体調不良(下痢や嘔吐があるなど)による献立変更(飲み物、おやつ、給食等の変更)は出来かねます。体調を整えてから、登園して下さい。

食材確認表				
クラス	名前	生年月日	平成	令和
			令和	令和

●使用するにあたり、1～3の箇所をご確認ください。
確認されたら口にチェックし、保護者名、印をお願いします。

□1. 食材確認表について

園の給食を安全に食べていただくために、食べたことのある食材を確認します。
命に関わることで、衛生管理上の確保に際してアレルギー対応がデザインを重視し、家庭で食べたことのない食材は基本的に提供しません。また家庭で持ってきたことのある食材を提出したときであっても、新規にアレルギー等の症状を誘発する場合がありますので、ご確認ください。
給食に出る食材を一覧していただきますので確認して下さい。
例えば、後期に出る食材をすべて食べていないと後期食は提供出来ません。

□2. 確認表の使い方

毎月15日前後に確認表を返却しますので、20日まで食べた食材に○をし、サインをしてから園へ提出してください。
完了期で表の確認は終了となります。

□3. 既製のおやつについて

既製のおやつについては、食材確認表には載っていない食材を含むものがあります。
原材料一覧表を必ず確認いただき、アレルギー等で食べられないものがあれば、食材確認表の連絡事項欄にご記入をお願いします。

保護者名 _____ 印 _____

- 食物アレルギーの有無を記入してください。
- *有の場合は、対象になる食品に○を記入して下さい。
(除去の食材がある場合は、必ず除却書が必要になります。)
- *下記以外のアレルギーは()内に記入して下さい。

アレルギー	有	卵(鶏卵)	魚卵	乳	小麦	落花生	くるみ	エビ	カニ	そば
		りんご	バナナ	オレンジ	もも	キウイフルーツ	大豆	マツタケ	山芋	
		アーモンド	カシューナッツ	ごま	ゼラチン					
		さば	いくら	いか	あわび	鶏肉	牛肉	豚肉		

- 毎月の確認(保護者記入) *確認した日にちと印を記入し、次月の欄に○して下さい。

初期・中期 後期・完了期	初期・中期 後期・完了期	初期・中期 後期・完了期	初期・中期 後期・完了期	初期・中期 後期・完了期	初期・中期 後期・完了期	初期・中期 後期・完了期	完了
印	印	印	印	印	印	印	印
初期・中期 後期・完了期	初期・中期 後期・完了期	初期・中期 後期・完了期	初期・中期 後期・完了期	初期・中期 後期・完了期	初期・中期 後期・完了期	完了	完了
印	印	印	印	印	印	印	印

- 連絡事項(保護者記入) *連絡事項がある場合のみ記入して下さい。

／	／	／	／
／	／	／	／

園での目安	初期 10倍粥 (米:水=1:10)	中期 7倍粥 (米:水=1:7)	後期 5倍粥 (米:水=1:5)	完了期	完了
主食	ベースト	さざめ	10倍粥	軟飯	ご飯
形態	滑らかなすり潰し ヨーグルトくらい	舌で潰せる 豆腐くらい	歯茎で潰れる バナナくらい	歯茎で噛める	歯茎で噛める
固さ	つぶす	かす	かす	かす	かす
調味料	塩・醤油	醤油・みそ	醤油・みそ	塩・こしょう・みりん・料理酒・酢	カレー粉・カレー

野菜	果物	魚介類	肉類	卵	乳製品	大豆・豆製品	小麦製品
キャベツ	さつまいも	みかん	鶏肉	卵	ヨーグルト	豆腐	パン
小松菜	じゃがいも	りんご	鶏肉	卵	ヨーグルト	豆腐	パン
ほうれん草	大根	バナナ	鶏肉	卵	ヨーグルト	豆腐	パン
アスパラガス	人参	もも(ゆで)	鶏肉	卵	ヨーグルト	豆腐	パン
ブロッコリー	まわし						
トマト	かぼちゃ						

野菜	果物	魚介類	肉類	卵	乳製品	大豆・豆製品	小麦製品
ほうれん草	さつまいも	みかん	鶏肉	卵	ヨーグルト	豆腐	パン
小松菜	じゃがいも	りんご	鶏肉	卵	ヨーグルト	豆腐	パン
ほうれん草	大根	バナナ	鶏肉	卵	ヨーグルト	豆腐	パン
アスパラガス	人参	もも(ゆで)	鶏肉	卵	ヨーグルト	豆腐	パン
ブロッコリー	まわし						
トマト	かぼちゃ						

野菜	果物	魚介類	肉類	卵	乳製品	大豆・豆製品	小麦製品
インゲン	さつまいも	みかん	鶏肉	卵	ヨーグルト	豆腐	パン
小松菜	じゃがいも	りんご	鶏肉	卵	ヨーグルト	豆腐	パン
ほうれん草	大根	バナナ	鶏肉	卵	ヨーグルト	豆腐	パン
アスパラガス	人参	もも(ゆで)	鶏肉	卵	ヨーグルト	豆腐	パン
ブロッコリー	まわし						
トマト	かぼちゃ						
インゲン	さつまいも	みかん	鶏肉	卵	ヨーグルト	豆腐	パン
小松菜	じゃがいも	りんご	鶏肉	卵	ヨーグルト	豆腐	パン
ほうれん草	大根	バナナ	鶏肉	卵	ヨーグルト	豆腐	パン
アスパラガス	人参	もも(ゆで)	鶏肉	卵	ヨーグルト	豆腐	パン
ブロッコリー	まわし						
トマト	かぼちゃ						

*完了期の鶏肉(鶏もも)は2月以降に給食で使用する予定なので、それまでに食べておいてください。
*完了期の牛乳(牛乳)は1歳誕生日からの提供になります。

(2) 給食費

- ・ 3歳児クラス以上は、給食費を徴収します。金額は別表をご覧ください。
- ・ 給食費は、お茶、牛乳、おやつ等の園内で飲食するものを含みます。園で対応可能な場合は、アレルギー除去食等の特別食を提供する場合にも同額となります。
- ・ 給食費の日割り、月割り計算はありません。在籍していればお支払い頂きます。7日間以内（休園日を含まない）の休園の場合、感染症や旅行、里帰り出産など利用者の事由により、園を欠席した場合など、原則返金はできません。
- ・ 副食費減免対象者となる場合には、国が示す副食費の目安額 4,500 円を除いた金額を徴収します。給食費が改訂となり、4,500 円より高くなる場合は、差額をお支払い下さい。
- ・ 給食費は、給食内容を維持するため、徴収額を年2回程度見直し、物価変動や社会情勢に応じて改定します。

(3) クッキング（5歳児）

- ・ 子どもたちが食べ物や料理に興味をもち、健康との関係などを理解できるようにクッキングに取り組みます。
- ・ 消毒等を行い、調理するものは必ず火を通し、衛生面、安全面に配慮します。
- ・ 体調の悪いときは、クッキングに参加できません。

(4) アレルギー対応

- ・ 厚生労働省「保育所における食物アレルギー対応ガイドライン」に基づき対応します。
- ・ 除去食の提供は、個人懇談のうえ実施します。必ず京都府医師会の「食物アレルギー児における食品除去のための診断書」の提出して下さい。
- ・ 診断書の発行は、病院等によって費用がかかる場合がありますので、ご自身で確認して下さい。
- ・ この診断書は、受診記録簿を兼ねているので、受診するときに毎回、記入をして下さい。変更がある場合、食物アレルギー食事指示書（変更届）を必ず提出して下さい。

(5) お弁当

- ・ 遠足（園外保育）や行事など日、年末年始やお盆など期間、状況により園が必要と判断する場合の家庭保育をお願いする協力期間（日）には、お弁当をお願いする日があります。
- ・ 菓子パン、おにぎりや売られている惣菜等をそのまま持って来ないで下さい。お弁当箱に入れるなど、お弁当の形態にして持ってきてください。
- ・ 窒息や誤嚥事故の危険性がある食材（ナッツ類・豆類・ミニトマト・ぶどう・さくらんぼ・うずら卵・餅・白玉団子・こんにゃく・カップゼリー、とうもろこし等）は、入れないで下さい。
- ・ アレルギー食材（家で食べていても、園で提供していない食材）は、入れないで下さい。

18. 園と保護者との連携

(1) 健康チェック表

毎日、子どもの体調や気に留めてほしいこと等を記入します。お子様をお預かりし、保育を行う上で、体調等を把握することはとても重要です。毎朝、必ず事実をお知らせ下さい。

乳児健康チェック表		名前()	
日付 / ()	体温	健康チェック	薬・登園届 (必ず手渡しして下さい)
	:	①体調 ☐ 良好 ☐ 症状あり→鼻水・咳・のどの痛み・頭痛 体のだるさ・その他()	薬 家: あり・なし 園: あり・なし
	℃	②食欲 あり・なし ③嘔吐 あり・なし	登園届 あり・なし
		家族に風邪症状 あり・なし	病名()
18 19 20 21 22 23 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18			
睡眠 入浴 排便			
食事			
家庭から 体調等伝え たいこと		園の様子 鼻水・咳・のどの痛み・頭痛・体のだるさ・嘔吐 (あり・なし) ☐ 発熱 (: °C) (: °C)	

幼児健康チェック表		名前()	
日付 / ()	体温	健康チェック	薬・登園届※必ず手渡しして下さい
	:	①体調 ☐ 良好 ☐ 症状あり→鼻水・咳・のどの痛み・頭痛 体のだるさ・その他()	薬 家: あり・なし 園: あり・なし
	℃	②食欲 あり・なし ③嘔吐 あり・なし ④便 あり(良便・軟便・下痢・便秘)・なし	登園届 あり・なし
		家族に風邪症状 あり・なし	病名()
家庭から 体調等伝えたい事		園の様子 鼻水・咳・のどの痛み・頭痛 体のだるさ・嘔吐・食欲(あり・なし) ☐ 発熱 (: °C) (: °C)	

(2) メール登録

急を要する連絡がある場合や緊急時にメールを配信しますので、登録して下さい。
詳細は、別途お知らせします。

(3) 配布物や掲示物

- ・園からののお知らせや連絡は、おたより、掲示、メールなどで行います。
- ・おたよりや配布物などは、ウォールポケットに入れますので、毎日確認して下さい。返事を必要とするものは期日内に提出して下さい。

I 9. 健康管理

(1) 基本的事項

①一人ひとりの健康状態を把握

- ・毎日、登園の前に子どもの健康状態を把握することが大切です。お家でも規則正しい生活をしましょう。
- ・健康管理ために、お子様の体質、病歴、健康状態について事実をお知らせ下さい。
- ・毎朝の健康チェックを大切にしています。登園時や保育中の様子、機嫌、活動性などを職員が観察します。保護者との連携を深めることで、病気や体調の変化を早期に見つけることができます。次の症状にご注意下さい。

- | | |
|-------------------------|------------------|
| ・顔色が良くない | ・肌にブツブツが増えている |
| ・目やにがたくさん出ている | ・咳き込む。いつもより元気がない |
| ・熱が平熱よりも高い<毎朝必ず検温して下さい> | |

②集団としての健康管理と促進

- ・集団生活のため、流行性の病気にかかる可能性がどうしても高くなります。予防接種は体調の良い時に、保護者の責任で行って下さい。
- ・心も体も未発達な子どもたちは、生活のあらゆる場面で事故が発生することが予想されます。園では事故防止を含めて、安全な環境を構成し配慮すること、また、子ども自身の安全と健康を自ら獲得できる能力の両面を大切にしていきます。

③検診

- ・園児健康診断／全園児・・・・・・・・・・2回
- ・歯科健診／全園児・・・・・・・・・・1回
- ・耳鼻咽喉健診／4歳児・5歳児・・・・・・1回
- ・眼科健診／4歳児・5歳児・・・・・・1回
- ・尿検査／全園児・・・・・・・・・・1回

(2) 体調の悪い時

こども園では、1人の保育職員が必ず複数の乳幼児を保育しなければなりません。
体調不良の乳幼児に付き添うことが出来ません。以下の事項を守って下さい。

- ・体調が悪い時は、登園を控えて下さい。集団生活に適した健康状態で登園して下さい。
- ・登園時は、集団生活に適した健康状態であっても、ご家庭で発熱・嘔吐・下痢・通院・けがなど、健康状態に変化があれば、症状を必ずお知らせ下さい。
- ・風邪による下痢、嘔吐は、感染力が強い為、他児への感染を防ぐ意味でも症状が治まるまでは登園しないで下さい。
- ・保育中に体調が悪くなった時は、全身症状を見て熱が高くない場合でも、園から連絡をします。長時間付き添うことができません。お仕事中であっても、速やかに迎えに来て下さい。
- ・解熱剤を使用後の登園はできません。
- ・体調が悪い時、園外保育（遠足）や行事には参加できません。
- ・病気やケガの治療中や回復後に登園には、医師に「園に通っている」ことを伝え、登園してよいかどうかを必ず確認して下さい。

(3) 木津川市病児・病後児保育室「ひまわり」

・子どもが病氣中・病氣回復期にあり、看護が必要な場合、お預かりすることができません。

木津川市病児・病後児保育室「ひまわり」を利用して下さい。

・事前登録が必要です。

・詳しくは利用案内をご覧頂くか、木津川市健康推進課（0774-75-1219）に問い合わせ下さい。

(4) 水いぼ、日焼け止め、虫よけスプレー

①水いぼは、なるべく取って（摘出）ください。取らない場合は、サポーターや衣類で患部を保護するようにして下さい。

②日焼け止めの使用禁止です。紫外線が気になる方は、衣類の調整をして下さい。

・プール時も使用禁止です。汚れによって塩素濃度が低下します。水が子どもの口に入ることもあります。

③虫よけスプレーをふったり、かゆみ止めを塗ることはできません。

20. 与薬

- ①投薬は医療行為です。本来、園で薬を飲ませることは法律違反です。医師が直接行うか、医師の指示により保護者の方が行うものです。
- ②与薬が必要な場合は、医師の診察を受ける時に園では原則として与薬ができないことを伝え、保育時間を避けた1日2回の処方で、家で服用できるように相談して下さい。
- ③保護者の方が投薬できない時、やむを得ない場合には、保護者の方から与薬依頼票（下記）に記入して頂いた上で与薬を行います。園での与薬に関する一切の責任は保護者とし、園側は責任を負いかねますのでご了承ください。
- ④与薬依頼票に病院で医師の名前・印鑑・期間を記入して下さい。記入漏れの場合は与薬できません。
- ⑤薬は、お子さんの現在の症状を診察した医師が処方したものに限り、以前に処方された薬でも、必ず与薬依頼票が必要です。軟膏等も1か月に一度与薬依頼票を提出して下さい。
- ⑥与薬依頼票により、園で与薬を行う場合、薬（1回分のみ）と与薬依頼票を必ず職員に手渡しして下さい。
- ⑦与薬依頼票の期間が過ぎた場合、以後の投薬を中止します。同じ薬が続く場合は、必ず与薬依頼票を更新して下さい。
- ⑧吸入薬・座薬はお預かり出来ません。また、保護者の個人的な判断で持参した薬や市販薬は、医師の指示が不明確なため預かりません。
- ⑨「熱が出たら飲ませる・咳が出たら飲ませる」などの症状への対応はできない場合があります。
- ⑩慢性の病気、既往症、ケガ、アレルギー等の子どもの健康状態は、必ず入園の際にお知らせ下さい。病院の診断書の提出が必要な場合があります。（アレルギーに伴う除去食の場合は、必ず病院の診断書が必要です。）

◆与薬依頼票◆

下記の事項に、本日の薬1回分を保育者にお渡しください。

クラス	園児名	保護者が記入して下さい
	保護者名 	
① 月 日 () ~ 月 日 ()		医師に記入をお願いして下さい
② 病名		
③ 処方した医師または病院名 		
④ 薬の種類 散薬・水薬・塗り薬・目薬・点鼻薬・その他		
⑤ 薬の名称 []		
⑥ 与薬時間		
⑦ 飲ませる方法 塗る部位		
⑧ 薬の保管場所 常温・冷蔵 その他注意すること		

日付	/	/	/	/	/	/
受取者						
本人確認						
与薬者						
与薬時間						

21. 感染症

(1) 罹患した場合

- ①園には、体調を崩している子どもがいます。また、保護者の方や体の弱い方など多くの人が出入りします。もし、感染症と診断された時は、他の子どもや人に感染する恐れがありますので、登園することは出来ません。
- ②治癒後に登園する場合は、必ずかかりつけの医師に登園の可否をお尋ね下さい。集団生活でかかりやすい流行性の病気について（次ページ表参照）は、登園停止の期間のめやすを参考に医師に登園の可否をお尋ね下さい。医師の診断に従い、登園届（下図）を提出して下さい。集団生活に適応できる状態に回復してから登園して下さい。

登 園 届			
		施設名：愛光兜台こども園	
		児童名：.....	
出席停止期間			
令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで			
病状が回復し、医療機関名.....において集団生活に支障がない状態と判断されましたので、 月 日から登園します。			
病 名	○印	病 名	○印
インフルエンザ		溶連菌感染症	
百日咳		ウイルス性肝炎	
麻疹（はしか）		手足口病、ヘルパンギーナ	
流行性耳下腺炎（おたふく風邪）		伝染性紅斑（りんご病）	
風しん		マイコプラズマ感染症	
水痘（水ぼうそう）		流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）	
		ノロ・ロタ、アデノウイルス	
咽頭結膜炎（プール熱）		サルモネラ感染症	
		カンピロバクター感染症	
結核		急性細気管支炎（RSウイルス）	
コレラ・細菌性		E Bウイルス感染症	
赤痢・腸チフス等		サイトメガロ、ウイルス感染症	
腸管出血性大腸菌感染症（O-157、O-26 など）		単純ヘルペス感染症	
流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎		帯状疱疹（ヘルペス）	
		突発性発しん	
なお、この件に関して、園が対面または書面等で病状等を上記医療機関に問合わせることを許可します。 令和 年 月 日 保護者名（自署）.....			

**新型コロナウイルス感染症も
登園届を提出して下さい。**

(2) 集団生活でかかりやすい流行性の病気／京都府医師会

①登園停止が必要な感染症と登園停止の基準

病 名	登園停止の期間のめやす
インフルエンザ	就学前乳幼児は、発熱して5日を経過し、かつ解熱後3日を経過するまで。発症した日からかぞえて、6日間の出席停止となり、その後は、解熱した日によって出席停止日が延長されていきます。
百日咳	特有な咳が消える、または5日間の抗菌薬による治療終了まで
麻疹（はしか）	発疹に伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふく風邪）	腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで

咽頭結膜炎 (プール熱)	発熱、咽頭痛、結膜炎などの主要症状が消退した後、2日を経過するまで
結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
コレラ・細菌性 赤痢・腸チフス等	医師により感染のおそれがないと認められるまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O-157、O-26 など)	医師により感染のおそれがないと認められるまで
流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	眼症状が改善し、医師により感染のおそれがないと認められるまで

②条件によっては登園停止の措置が必要と考えられる感染症

※診察医が登園しても良いと判断したという証明のために、登園届を出して下さい。

病 名	再登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療開始後24時間を経て、解熱し全身状態が良好となったとき
ウィルス性肝炎	主要症状が消失し、肝機能が正常化したとき
手足口病 ヘルパンギーナ	咽頭内でのウィルス増殖期間中飛沫感染するため、発熱や咽頭・口腔所見の強い急性期は感染源となる。 解熱し全身状態が安定していれば、登園停止の意義は少ないので登園可能である。
伝染性紅斑 (りんご病)	発疹期には感染力はほとんど消失しているので、発疹のみで全身状態が良好なら登園は可能
マイコプラズマ感染症	感染力の強い急性期が過ぎて、症状が改善して全身状態が良好なら登園は可能
流行性嘔吐下痢症 (感染性胃腸炎) ノロ・ロタ アデノウィルス	症状がある間が主なウィルスの排泄期間なので、下痢・嘔吐から回復し、全身状態が良好なら登園は可能
サルモネラ感染症 カンピロバクター感染症	下痢が治まり全身状態が良好ならば登園は可能
急性細気管支炎 (RSウィルス)	呼吸器症状が消失し、全身状態が良好ならば登園は可能
EBウィルス感染症 サイトメガロ ウィルス感染症	解熱し全身状態が良好であれば登園は可能
単純ヘルペス感染症	口内炎や歯肉炎のみの場合は、普通に食事が摂れれば登園は可能
帯状疱疹(ヘルペス)	全ての発疹が痂皮化すれば登園は可能
突発性発しん	解熱して全身状態が良好ならば登園は可能

(3) 予防接種

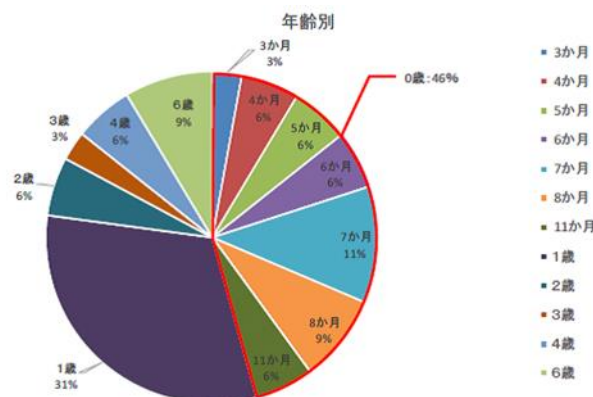
- ・集団生活のため、流行性の病気にかかる可能性がどうしても高くなります。園では、体調がすぐれない子、アレルギーや持病のある子、持病のある方、妊婦の方などいろいろな方が来ます。感染しないためにも、また他人に感染させないためにも、保護者の責任において、適切な時期の予防接種をお願いします。
- ・予防接種後は、副作用の出現に注意する必要がある為、予防接種後の登園は控えて下さい。

2.2. 慣らし保育・うつぶせ寝と突然死防止

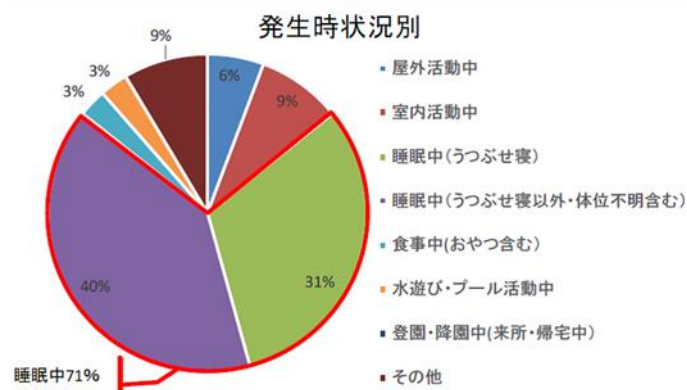
(1) 「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議 年次報告」(平成30年7月)

平成27年から平成29年までの死亡件数は35件であり、死亡事故で最も多い年齢、発生時状況は、0歳～1歳児の睡眠中の場合で、預け始めの時期、具体的には入園から30日以内の事故が多いことがわかりました。

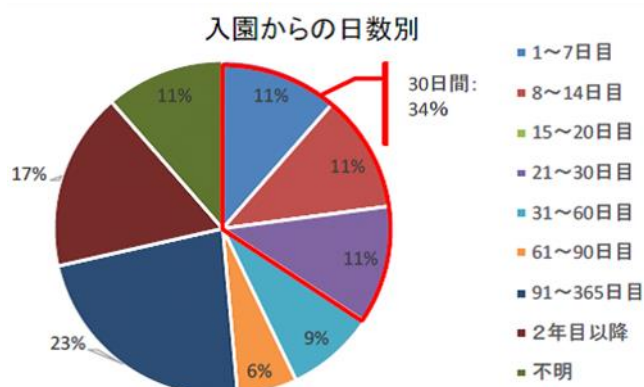
- ①年齢別で、最も多いのが0歳児の16件、次いで1歳児が11件、6歳児が3件、2歳児及び4歳児が各2件、3歳児が1件となっており、0歳～1歳児で8割を占める。



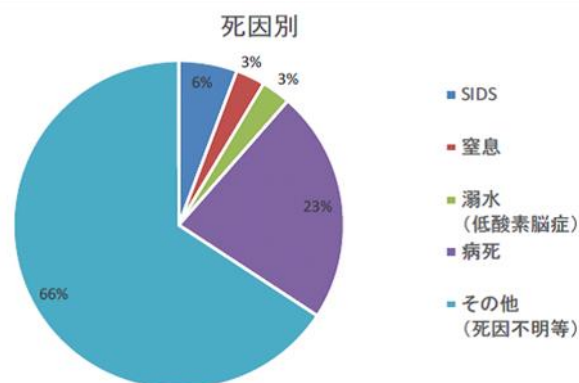
- ②発生時状況別では、最も多いのが睡眠中(※)の25件、次いで室内活動中が3件、屋外活動中が2件、食事中及び水遊び・プール活動中が各1件、その他が3件となっており、睡眠中の死亡事故が全体の7割を占めている。また睡眠中の25件のうち、うつぶせ寝の状態だった事例は11件であった。 ※睡眠中は午睡(お昼寝)及び夜間等の睡眠中も含む。)



- ③入園からの事故発生までの日数(※)は、1～7日目及び8～14日目までが各4件、15～20日目は0件、21～30日目までは4件、1～30日目までの合計は12件であった。また、睡眠中25件に関しては、1～7日目及び8～14日目までが各4件で、1～14日目までの合計は8件となり、21～30日目までは3件、1～30日目までの合計は11件であった。 ※入園から事故発生日までの日数には、祝祭日等の登園しない日も含む。



- ④死因別では、最も多いのが病死の8件、次いで乳幼児突然死症候群(SIDS)が2件、窒息及び溺水が各1件、その他(死因不明等)は23件となっている。なお、病死8件の内訳は、心筋炎、急性心機能不全、肺炎、敗血症、脳動静脈奇形、心臓病、硬膜下出血、感染症である。その他の内訳は、不明、司法解剖中、SIDSの疑い等である。



(2) 慣らし保育の必要性

乳幼児の突然死について、明確な原因は分かっていませんが、保護者の喫煙やうつぶせ寝などの危険因子に加え、最近の調査・研究から、環境変化に伴うストレスが新たな要因として分かってきました。先の報告書でも「保護者と相談の上、慣れ（慣らし）保育など、徐々に環境に慣れることで事故防止につなげていくことも重要である。」としています。このため、園では、子どもが園に通いはじめる際、最初に「慣らし保育」の期間を設けています。

突然死の危険性をご理解の上、2週間から1か月間は慣らし保育をお願いします。

(3) うつぶせ寝防止

先の報告書では、「睡眠中の事故防止の注意事項として、乳児は顔が見えるよう仰向けに寝かせ、定期的に子どもの呼吸・体位・睡眠状況を確認する。子どもの発達や健康状態を把握し、それによっては1歳以上であっても仰向けに寝かせる。」としています。

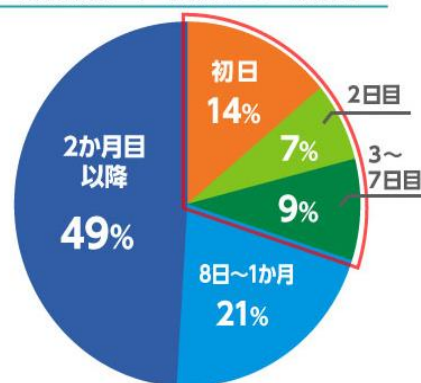
園では、昼寝時に子どもの様子を5～10分ごとに確認して、うつぶせ寝を防ぐようにしています。家庭でも、仰向けに寝かせるようにして下さい。

SIDS（Sudden Infant Death Syndrome 乳幼児突然死症候群）について

既往症もなく、元気だった乳児が睡眠中に突然死亡する病気です。生後2～6カ月の1歳未満に多く見られ、原因は、特定されていないのが現状ですが、保護者の喫煙やうつ伏せ寝などとの関連が言われています。最近の調査・研究から、環境変化に伴うストレスが新たな要因として分かってきました。

- ①多摩北部医療センター小児科の小保内俊雅部長らの研究では、突然死は全体の30%が預けはじめから1週間以内のごく初期に起きていて、1か月以内に起きた突然死は全体の半数に上っていました。この預けはじめの突然死について、新たな環境への適応困難が要因になっている可能性を指摘しています。小保内部長は「子どもは成長とともに新しい環境に順応する力をつけていくが、その経験が少ない3歳未満の子どもにとっては、保護者から離れて1人で保育園に入ることが、想像以上の大きなストレスになっていると考えられる。突然死の半数が起きている預けはじめの1か月については、特に注意が必要だ」としています。

突然死 登園開始からの期間



- ②保育安全推進協議会は、保育事業を行うユニファやウェアラブルIoTを手掛けるミツフジ、凸版印刷といった事業者と協力し、乳幼児の心拍数や呼吸数、身体の動きを計測する実験を行い、0歳児13人の入園前と入園後のバイタルデータを比較したところ、入園後に保育施設滞在中の心拍数が上昇して緊張状態になり、夜間の寝付きが悪くなる事例があったそうです。同協議会の代表理事で小児科医の小保内俊雅氏は、「家庭と異なる環境の変化がストレスに関係するのでは」と指摘しています。

- ③「小児保健研究」2006年第65巻第6号 836-839「保育預かり初期のストレスとSIDS危険因子の関係について」では、保育預かり初期に起こるSIDSの危険性が高く、それらを一日あたりの危険度で表すと、初日はそれ以降の100倍近い危険度があり、1か月以内でも、1か月以降の4倍さらに2か月以降の17倍であった。このことから乳児の環境変化に伴うストレスが、SIDS発症要因となっていることが強く疑われるとし、保育者、保護者双方が、預かり初期のSIDSリスクを共通認識し、慣らし保育を導入すべきである。その際、それぞれのこどもの体調状態にあわせた当初保育時間の短縮や、慣らし保育期間の延長なども併せ考慮すべきである。と提言しています。

23. 学校医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 学校医

医療機関の名称	やました小児科医院
医 院 長 名	山下 隆司
所 在 地	京都府木津川市兜台7丁目10-7
電 話 番 号	0774-73-6873

(2) 学校歯科医

医療機関の名称	住岡歯科医院
医 院 長 名	住岡 龍一
所 在 地	木津川市加茂町里東鳥口9-1
電 話 番 号	0774-76-2407

(3) 学校薬剤師

薬剤師名	藤井 愛未（京都府南薬剤師会より推薦）
------	---------------------

24. 緊急避難場所

園近隣の緊急避難場所は次のとおりです。

緊急避難場所	高の原小学校
--------	--------

25. 緊急時における対応

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、しかるべき対応（救急車の要請等）を行います。

木津警察署 0774-72-0110

相楽中部消防組合消防本部 0774-72-2119

26. 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

- ・非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者 園長

消防計画届出年月日 相楽中部消防組合消防本部 2022年4月

避難訓練 避難訓練・消火訓練・通報訓練（月1回）

防災設備 消火器、非常灯、火災報知器

27. 虐待の防止のための措置に関する事項

- (1) 当園は、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとします。
- (2) 当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者（保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、木津川市こども宝課・児童相談所等適切な機関に通告します。

28. 災害共済給付制度及び賠償責任保険

(1) 日本スポーツ振興センター（JSC）の災害共済給付制度

①災害共済給付制度は、学校等の管理下で、児童の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して災害共済給付（医療費、傷害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行い、その経費を国・学校の設置者・保護者の三者の負担による互助共済制度です。

②災害共済給付の請求は、保護者が行います。利用される場合、園に申し出て下さい。必要書類をお渡しします。必要書類はJSCのホームページからダウンロードすることもできます。

③手続きの流れ

保護者 医療機関等で医療費の証明（医療等の状況など）を受け、園に提出する。

提出 ↓ ↑ 支払い

こども園 けがの発生状況の報告書と医療費の証明をJSCに提出する。

提出 ↓ ↑ 支払い

JSC 請求書類を審査し、給付額を決定し、こども園を通して保護者へ支払う。

③医療費の総額が5,000円以上（自己負担額ではありません。）が対象になります。

④災害共済給付制度の詳細については、JSCのホームページを見て下さい。

(2) 賠償責任保険

保険の種類	賠償責任保険
保険の内容	対人賠償 10億円 対物賠償 1,000万円

29. 業務の質の評価

京都 介護・福祉サービス第三者評価等支援機構による第三者評価を受審しています。

外部評価	【実施方法】 京都府福祉サービス第三者評価を受審 【実施回数】 5年に1回程度 【公表先】 京都 介護・福祉サービス第三者評価等支援機構
------	---

30. 苦情相談窓口、不適切保育相談窓口

相談・苦情受付担当者	主幹保育教諭 0774-72-6500	
相談・苦情解決責任者	園 長 0774-72-6500	
第三者委員	株式会社アイギス 代表取締役 脇 貴志	0120-915-570 10:00~20:00 月~土(祝日を除く)
	京都経営者協会 苦情(意見)処理 ネットワークCCN	075-205-5417 9:00~17:30 月~金(祝日を除く)

不適保育相談窓口 0120-915-570 10:00~20:00 (年末年始祝日を除く月~土)
受託会社 (株)アイギス

- ・職員等に対して、怒鳴る、叱責する、執拗に責める、脅迫、強要等の行為はしないで下さい。
- ・精神的・肉体的な脅威や恐怖を感じる場合には、警察に連絡します。
- ・園にできる範囲を超える要求をされる場合には、弁護士等が対応します。

3 1. 個人情報の取り扱い

(1) 定義

個人情報……個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日等の記述により、特定の個人を識別できるもの。他の情報と安易に照合でき、それにより特定の個人が識別できるものを含みます。

個人データ…コンピュータ等によって電子的に検索できるように構成したもの、または特定の個人情報を容易に検索できるように体系的に構成された個人情報のこと。

(2) 収集・利用・提供目的

以下の目的のため、収集した個人情報および個人データを必要最小限の範囲で使用します。

①保育のための利用

- ・クラス運営や延長・特例保育実施（室内個人名掲示、健康チェック表、児童票、個人記録、園日誌など）
- ・連絡体制の整備（名簿など）
- ・園児の健康管理（発達の記録、健康診断表、健康チェック表など）
- ・保育向上のための園内研修、研修資料（ミーティング、職員会など）
- ・園内広報（えんだより、園生活情報写真など）
- ・園児募集ならびに入退園に関する業務
- ・卒園に関する業務、卒園児の確認・連絡に関する業務
- ・会計経理事務（保育料、諸費請求など）

②第三者提供

以下の場合を除き、保護者の承諾なく個人情報を第三者に開示することはありません。

- ・国、府、市への運営費、補助金等請求事務、支給認定変更等手続き
- ・保護者会役員選出
- ・園外広報（ホームページ、パンフレット、ポスターなど *主に写真）
- ・小学校入学または転園等の円滑化
- ・本園内で受け入れる実習生・体験学習への情報提供
- ・業務委託および協力団体の活動推進に必要な場合
- ・賠償責任保険加入
- ・個人情報保護第23条に規定する例外事項に該当する場合

③個人情報の適正管理について

- ・個人情報を正確かつ最新な状態に保つとともに、漏洩、紛失、改ざん、毀損などを防止するために、適切な措置を講じます。
- ・個人情報を保護するために、適切な個人情報保護等の管理規定、管理体制を整備するとともに、職員の個人情報に関する教育に努めます。

④個人情報の確認、訂正等について

- ・個人情報について本人から開示、訂正、追加、削除、利用停止の申し出があった場合には、速やかに内容を確認し、必要な対応をいたします。
- ・個人情報の取り扱いに関する苦情があった場合は、適切かつ速やかに対応いたします。

⑤個人情報保護に関する窓口

- ・当法人が保有する個人情報に関するご意見、お問い合わせ、開示等については下記窓口にてお受けいたします。

担当窓口 園長 藤田 実

3 2. 気象警報発令時・地震発生時の対応

(1) 気象警報発令時

①基本的事項

- ・気象庁によると「警報は、重大な災害が起こると予想されたときに発令されるもの」であるため、発令されている限りは、その時が晴れていようとも、非常に危険であると考えて行動することが重要です。
- ・「木津川市」に「大雨警報」「大雪警報」「暴風警報」「洪水警報」のうち、いずれか一つでも警報が発表されたら・・・

【 朝 】 自宅待機をして下さい。

【在園時】各家庭で自主的に迎えに来て下さい。

子育て中の職員が出勤できない、又は帰宅しなければならないなど、職員体制が整わない恐れがあります。警報発令時には、自宅待機やお迎えをお願いします。

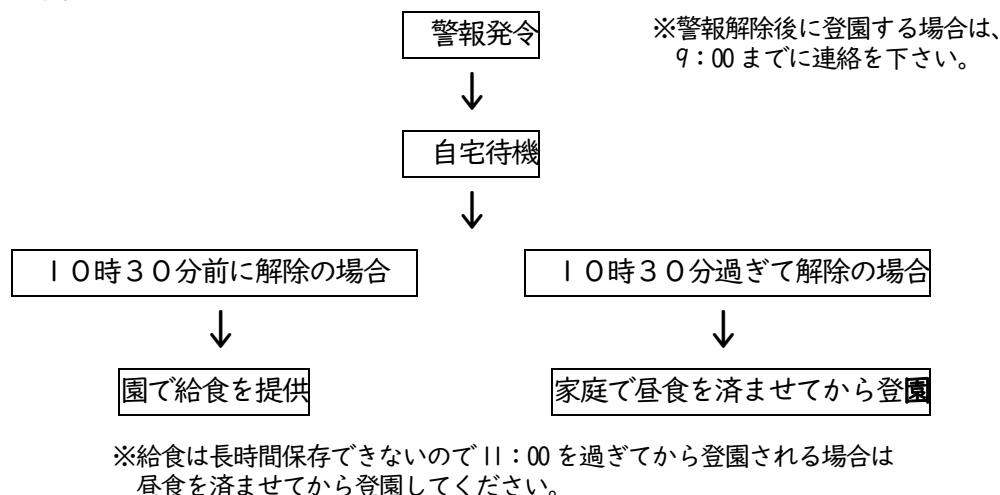
- ・警報が解除されたら登園して下さい。
- ・事情によりどうしても家庭保育ができない場合は、園に相談して下さい。
- ・予報等で「特別警報」が発令される可能性がある場合、登園はしないで下さい。また、発令される前に大至急迎えに来て下さい。
- ・警報が出ている場合は、戸外の活動、園外保育は中止します。

②給食提供

給食調理職員の体制が整わないことや喫食人数を把握して調理する必要があるため、また調理後は衛生上の問題で給食を長時間保管できないため、下記の対応と致します。

- ・朝9時までに、警報解除後に登園するかどうかの連絡をして下さい。
- ・10時30分前に警報が解除された場合は、園で給食を提供します。
- ・10時30分を過ぎても警報が解除されない場合は、給食を提供できませんので、登園する場合は、家庭で昼食を済ませてから登園して下さい。
- ・11時を過ぎて登園する場合にも、家庭で昼食を済ませてから登園して下さい。
- ・職員体制や衛生上の問題で、お弁当をお預かりすることはできません。

フロー図



(2) 地震発生時

①震度基準

- ・木津川市において「震度5弱」以上の地震が発生した場合は、愛光福祉会すべての施設において、次の②及び③の対応とします。
- ・気象庁の発表は細かい場合「木津川市〇〇町(地域ごと)」となりますが、保護者の帰宅やライフライン等は地域を超えて、影響があると考えられるため、市内のどこか一つの地域でも「震度5弱」と出れば、愛光福祉会のすべての施設で同じ対応を取ります。

②臨時休園

- ・登園までに震度5弱以上の地震が発生した場合は、「臨時休園」とします。
- ・非常災害時は職員の確保が困難となるうえ、利用者・園舎・職員の被災状況の確認や、ライフラインなどの影響による非常事態の対応に追われるため、通常の保育運営ができなくなります。子どもの命を守るために最善の安全確保に努めていただきますようお願いします。

③園児の降園

在園中に震度5弱以上の地震が発生した場合の対応は次のとおりとします。

- ・保護者が引き取りに来られるまで、全園児を園又は状況に応じて基本的には各園所定の避難場所に待機させますので、お迎えをお願いします。なお、震度5弱以上で連絡網も寸断され保護者への連絡が取れない場合も想定されますが、迎えに来られるまでお預かりします。
- ・園においては、登園している園児についての安否を確認後、保護者もしくは緊急時のお迎えの方へ確実に引き渡します。

④給食の提供

状況に応じて給食の内容が変更になり、軽食になる場合や提供出来ない場合があります。

(4) メール登録

①連絡メール

園から急を要する連絡がある場合や緊急時にメールを配信します。

（一部のメールアドレス（Apple 社提供@icloud.com、@me.com、@mac.com など）において、受信できない事例が発生していますが、各ドメイン提供元でのブロックに起因します。他のアドレスを使用して下さい。）

②防災メールの登録

「木津川市防災情報メール」があります。防災情報や防災行政無線からの放送内容メールで配信されます。登録をお勧めします。詳細は木津川市ホームページをご覧ください。

3.3. その他保護者に説明すべき事項

(1) SNS の利用

FACEBOOK、X (Twitter)、Instagram 等の SNS（ソーシャルネットワークサービス：人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の Web サイト）は、個人情報簡単に扱われてしまう危険性があります。撮影したものを許可なく SNS 等、ネットへの掲載を禁止します。また、職員は専門性を発揮するため、全ての保護者と平等に接し、一線をひいた関わりを持つ必要があります。そのため、職員は、SNS 上での保護者の方との交流を行いません。

(2) おみやげ等

ご旅行のおみやげを頂くこと、あるいは退職・異動する職員に記念の品物を…というお申し出を頂戴することもあります。園では、早朝から夜まで全職員が協力し合い保育を進めています。特定の職員や園に対する贈り物等は、すべて固く遠慮させていただきます。皆さまのお気持ちだけ頂戴いたしますので、どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

(3) 安心・安全事項

①こども園は、子ども、保護者、地域の方々、お年寄りなど多くの方が利用します。園内で大声を出す、誰かを怒鳴る、叱責する、脅迫、強要等の行為はしないで下さい。子どもはもちろん、周囲の人が精神的・肉体的な脅威や恐怖を感じる場合には、警察に連絡します。

②電気錠

- ・防犯のため、正面入り口、駐車場との出入り口、玄関に電気錠を設置しています。
- ・それぞれの場所にて、インターホンでお知らせ下さい。職員が一時、開錠します。
- ・門扉は、開錠操作後、各自で扉を開閉して下さい。
- ・出る場合は、内部にある開錠ボタンを押して下さい。自動的に一時開錠します。
- ・必ず扉は閉めて下さい。(門扉に隙間が生じ、電気錠が作動しません)

常時開錠の時間帯（開いている時間帯）

朝／7：05～9：15 夕方／16：00～19：00

(4) 写真販売について

- ①園では保育中の様子を記録しています。生活やあそびの一部ですが保護者の皆さまに園での様子を見て頂きたいと考えています。インターネット販売業者（はいチーズ）を通して写真を販売します。あくまでも記録用の写真ですので、個人差が生じることをご了承下さい。
- ②園では卒園アルバムはありませんので、ご家庭にてお子さまの成長の記録としてご利用下さい。
- ③写真販売には保護者の同意書が必要です。同意がなければ販売を中止することになりますので皆さまのご協力をお願いします。

(5) ご家庭の状況等に変更がある場合

①住所・勤務先・緊急連絡・健康保険証など変更になった場合は、書類の書き換えが必要です。
必ず園にお知らせ下さい。

②認定条件に変更があった場合は、必ず木津川市こども宝課にて手続きをお願いします。
※産前・産後、育児休業は、それぞれ手続きが必要です。

(6) 月額定額制サービス

- ・おむつ・おしりふき・食事用の紙エプロン・手口ふきの使い放題（手ぶら登園® BABYJOB 株式会社）を導入しています。買い忘れや名前書きがなくなり、毎日の荷物が減る等により、登園準備がラクになり、朝の時間にゆとりが持てるなど、保護者の負担軽減を図っています。
- ・0・1歳児クラスは継続的に利用して頂き、2歳児クラスは、日中のおむつの使用頻度が少なくなるため、担任と相談しながら利用します。